

日総第111301号

平成21年11月13日

総務政策主監  
教育長職務代行者  
議会事務局長  
各所属長 } 様

日野町副町長 岡村 明雄

平成22年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「平成22年度予算編成方針」により平成22年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。



## 平成 2 2 年度 予算 編成 方針

### 1 国の政策および国内経済の動向について

国においては、平成 2 2 年度の予算編成の基本的な方針などを示す「経済財政改革の基本方針 2 0 0 9」が 6 月 2 3 日に閣議決定されました。その後、8 月 3 0 日に実施された第 4 5 回衆議院議員総選挙の結果を受け、9 月 1 6 日に民主党、社会民主党および国民新党による新たな連立内閣が発足しました。9 月 2 9 日には、7 月 1 日に閣議了解されている「平成 2 2 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が廃止され、新たに「平成 2 2 年度予算編成の方針について」が閣議了解されたところです。この方針では、平成 2 2 年度予算は、民主党マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出すとともに、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、要求段階から積極的な減額を行うこととされています。なお、9 月 1 8 日には行政刷新会議の設置が閣議決定され、平成 2 2 年度予算編成においては、聖域なく事業を見直し、歳出の枠組みを根本から刷新することとされています。行政刷新会議が主宰する「事業仕分け」については、1 1 月 1 1 日からワーキンググループにより対象事業の評価が実施されています。また、9 月 2 9 日には新たな政府税制調査会の設置が閣議決定され、国と地方が対等なパートナーとして「地域主権」を実現し、地方の再生を図る観点から、国税・地方税を一体とした税制改正および税制全般の将来ビジョンの検討を行うこととされています。

また、「生活困窮者に対する緊急支援」、「雇用維持支援の強化」、「中小企業の支援」を柱とした「緊急雇用対策」が 1 0 月 2 3 日に発表されました。非常に厳しい雇用情勢に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むこととされています。

国内の経済情勢については、平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日に内閣府が発表した「月例経済報告」では、先行きについては、海外経済の改善等を背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響等、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとされています。

滋賀県内の経済情勢については、平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日に財務省近畿財務局大津財務事務所が発表した「滋賀県内経済情勢報告（平成 2 1 年 7 ～ 9 月期）」では、企業収益は上期が大幅な減益見込み、通期は大幅な増益見通しであり、設備投資は前年を大幅に下回る計画となっています。

雇用情勢は下げ止まりの傾向が見られるものの、過去最低の水準となっているため、県内経済は依然として厳しい状況にあり、先行きについては海外経済や雇用情勢等を注視していく必要があるとされていることから、景気の動向は依然不透明であり、二番底のリスクも想定されます。

## 2 地方財政を取り巻く環境について

地方財政の歳入については、平成19年度から税源移譲や定率減税の廃止などの税制改正により地方税は増加していますが、平成21年度予算では、アメリカのサブプライム住宅ローン問題を発する世界的な金融危機の影響により、企業業績の悪化による市町村民税法人税割の減収は過去に例を見ない規模となっています。また、国の財政構造改革である「三位一体の改革」と、それに続く「歳出・歳入一体改革」の影響による地方交付税の削減により生じた大幅な財源不足については、今後その総額の復元を見込むことは、現段階では困難な状況です。

一方、地方財政の歳出については、給与関係経費や投資的経費の削減が進む一方で、事務委議に伴い事務量が増加し、福祉や医療費などの社会保障関係費が増嵩するなか、さらに、過去の景気対策による公共事業の追加により地方債現在高は依然として高水準にあり、その償還が大きな負担となるなど極めて厳しい状況にあります。

滋賀県においては、平成19年度において、平成20年度から平成22年度の3年間の財政収支見通しが行われたところ、平成20年度で概ね400億円、平成21年度で概ね460億円、平成22年度で概ね450億円の財源不足が生じると試算されました。このことから、強い危機感のもと「滋賀県財政構造改革プログラム」を策定し、収支改善に向けた具体的な取組が進められてきました。今般、新たに試算された長期の収支見通しにおいては、現行の財政構造改革プログラムに基づく歳出削減の取組を続けたとしても、平成22年度で230億円の財源不足額が見込まれるとともに、平成23年度以降も長期にわたり毎年度300億円を超える巨額の財源不足が見込まれる状況にあるとされています。

現在、県では、この財源不足への対応に全庁挙げて取り組むこととされ、一層の施策の重点化を図りながら、基本構想の実現を目指し、中長期的な観点から施策を戦略的に推進していくこととされています。その中で、市町との役割分担、県の施策の水準のあり方、県として果たすべき役割の見極めという観点から見直す方向性が示されており、町財政への影響が懸念されることから、県の財政構造改革プログラムの動向には十分留意する必要があります。

地方財政に関しては、これまで国の徹底的な歳出削減の取組と歩調を合わせ、給与関係費、投資的経費および一般行政経費などの地方歳出全般について徹底的な見直しが行われてきました。また、平成19年度に導入された新型交付税制度の今後の動向や不交付団体の拡大など、地方財政運営に大きな影響を与える課題が多く残されています。また、国庫補助負担金の改革と併せて論じられている「一括交付金化」に係る制度構築過程と、将来的な地方交付税制度との統合については、今後の地方財政制度を大きく変革するものとして注視する必要があります。

政府の「平成22年度予算編成の基本方針」は現在のところ明らかではありませんが、行政刷新会議が主宰する「事業仕分け」をはじめとした予算編成制度改革や、平成22年度税制改正の動向および地方分権改革の動向は地方行財政に大きな影響を与えることが想定されます。特に、注視すべき施策として、「子ども手当」の創設、自動車関係諸税の暫定税率の廃止などが挙げられます。

また、地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税財源配分について検討が進められています。11月9日には地方税財政に関する「第4次勧告」が行われましたが、この勧告内容および政府に設置予定の「地域主権戦略会議」における「地域主権」の議論を注視し、「地方税財源の充実強化」と「真の地方分権の確立」を求めていく必要があります。

### 3 本町の財政状況と収支見通しについて

平成20年度決算においては、歳入では、地方譲与税や県税交付金が減少したものの、国からの税源移譲が平年度化したことに伴う個人住民税の増加などにより、町税収入は増となりました。また、地方交付税は「地方再生対策費」の創設などに伴い増となりました。この結果、経常一般財源は前年度に比べて増加しています。歳出では、社会保障関係経費の増加に伴い、扶助費は年々増加する傾向にあります。また、公営事業会計および公営企業会計に対する繰出金も増加しています。一方、今日まで町債の発行を抑制しつつ、縁故債の繰上償還や公的資金補償金免除繰上償還を実施してきたことにより、公債費は減少しています。また、職員数の減に伴い人件費も減少しています。この結果、経常一般財源充当額は前年度に比べて減少しました。これらのことから、財政の弾力性を示す経常収支比率は81.8%となり、前年度に比べて3.9ポイント低下しています。

また、自律のまちづくり計画をはじめ、行政改革大綱やその実施計画である集中改革プランを策定し、予算編成に反映するなど、全庁的に行財政改革に取り組んできたことにより、引き続き実質単年度収支は黒字を計上することができました。

しかし、国税収入の大幅な減少による厳しい財政状況を勘案すると、「基本方針2006」において示されている「歳出・歳入一体改革」に基づく地方交付税総額の抑制基調から、地方交付税の安定的かつ十分な額の確保基調への転換には相当の時間を要することが考えられることから、地方交付税の大幅な増額を見込むことは現段階では困難であり、地方財政は依然厳しい状況に置かれることが想定されます。

したがって、今後とも、経常的な経費の更なる削減と経常一般財源の確保を図るとともに、将来にわたって安定的な行財政運営が可能となる「強固な財務体質」を構築しなければなりません。

平成22年度予算編成に当たり、歳入（一般財源）に関しては、景気の先行きが依然不透明であることから、平成21年度予算にも増して、景気の急激な悪化による市町村民税法人税割の減収が、また、個人所得の低迷による市町村民税個人所得割の減収が見込まれます。また、自動車関係諸税の暫定税率廃止の影響を受け、地方揮発油税や自動車重量税などの国税収入の減収が想定されることから、町に対する地方譲与税は減収となる見込みです。また、自動車取得税などの県税収入も減収の見込みであることから、町に対する県税交付金の落ち込みも想定されます。さらに、総務省から10月15日の概算要求再提出に併せて示された「平成22年度地方財政収支の10月仮試算」においては、地方交付税総額（出口ベース）は、「事項要求試算額」（交付税率引上げ等）を加えると、前年度に比べて1兆1,082億円（7.0%）の増となっていますが、「事項要求試算額」を除くと、429億円（0.3%）の減となっています。この「事項要求」は、今後の動向が不透明であることから、地方交付税の大幅な増額を見込むことは困難な状況です。

一方、歳出に関しては、少子・高齢化などによる社会保障関係費が増大していることから、医療給付費などの扶助費は増加傾向にあります。また、日野中学校整備事業や日野中学校屋内運動場および屋外水泳プール大規模改造事業などは終了するものの、町役場耐震補強および大規模改造事業、町道野出山本線道路改良事業や日野中学校グラウンド整備事業などの大規模な施設整備事業を見込んでいます。

このため、現段階での見通しでは、平成22年度においても、財源不足が生じることは必至であり、財政調整基金の取り崩しを視野に入れなければ、当初予算を編成できないという非常に厳しい状況です。したがって、予算編成過程において、町税収入の見積り状況、国の予算編成および地方財政対策の動向を見極め、歳入一般財源総額を適切に調整したうえで、財源不足額に見合う歳入の確保と徹底的な歳出の削減が必要となります。

#### 4 財政健全化に向けた取組について

##### (1) 公債費負担適正化計画について

本町では、平成18年度決算による実質公債費比率が18.0%を超えたため、公債費負担適正化計画を策定しました。平成20年度決算による当該比率は16.8%（昨年度に比べて1.1ポイントの減）となりましたが、計画最終年度である平成25年度まで、毎年度、計画の見直しを行う必要があります。引き続き、投資的経費については事業の優先度、緊急度を勘案し、事業の厳選や事業費の精査を行い、新たな地方債の発行を抑制することにより、地方債残高が増嵩することのないよう、適切な資金管理に努めます。

## (2) 財政健全化計画について

国による地方の公債費負担軽減対策として実施される公的資金補償金免除繰上償還の承認を受けるため、日野町財政健全化計画（平成19年度から平成23年度まで）を平成19年度に策定したところです。本計画は、「集中改革プラン」に基づき、徹底した総人件費の抑制等の行政改革・経営改革に取り組むことを前提とした計画であることから、平成22年度予算においても、計画を確実に実行するため、引き続き徹底した歳出削減および歳入確保に努めます。

## (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定について

平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づき、平成20年度決算に基づく健全化判断比率4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）を算定し、監査委員の審査に付したうえで日野町議会第6回定例会に報告しました。先般、ホームページおよび「広報ひの」11月号において住民の皆様公表を行ったところです。なお、将来負担比率は128.9%（昨年度に比べて3.2ポイントの減）となりましたが、全国平均・県内市町平均を上回っていることから、比率が増加することがないように、将来負担の軽減に努めます。

## (4) 公会計の整備推進について

平成20年度より、公会計の整備推進に係る取組を進めているところです。これは、発生主義の活用および複式簿記の考え方の導入を図った新たな会計書類を整備することにより、総合的な財務情報を把握し、町の財政構造をフロー・ストックの両面から分析し、その結果を財政運営に係る意思決定に活用しようとするものです。

平成21年度においては、平成20年度決算に基づき、普通会計に加えて公営事業会計や公営企業会計、一部事務組合を含む連結財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書および純資産変動計算書）を作成し、公表するとともに、国に準じた資産・債務改革の取組方針を策定することとしています。平成22年度当初予算編成に当たっては、この公会計に基づく財務4表の分析結果を反映したものとなるよう努めます。

## 5 重点施策への対応について

平成21年度は、藤澤町政2期目のマニフェストを着実に実行することを目的として、真に必要、緊急かつ有効な「重点化事業」について、重点的に予算配分を行ったところです。その結果、日野中学校整備事業、子どもの医療費無料化、妊婦健康診査に係る自己負担の軽減、障害者自立支援法に伴う通所施設の利用料無料化などを実現することができました。

平成22年度は、第4次日野町総合計画の最終年度であると同時に、第5次日野町総合計画策定の最終段階を迎える年でもあります。このことから、平成22年度当初予算は、第4次日野町総合計画に掲げられた施策目標を達成するとともに、今後5年、10年の日野町のあるべき姿を見据え、政策形成過程を十分に議論したうえで編成することとします。

全庁一体となって戦略的な取組を推進するため、既存事業については優先度・緊急度を厳しく見極めるとともに、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）のうち、真に必要、緊急かつ有効な事務事業については、適切に予算に反映することにより、予算配分の重点化・効率化を図ります。

(1) 子どもたちと子育て世代に対する支援

- ・子育て支援活動のネットワーク化
- ・学校教育施設の整備・改修

(2) 高齢者・障害者およびその家族に対する支援

- ・生活習慣病の予防、早期発見・早期治療
- ・地域における介護予防の推進

(3) 産業と農業、観光振興の推進

- ・有害鳥獣対策の強化
- ・特産品の振興および地産地消の推進
- ・地域産業・経済・商業の活性化
- ・グリーン・ツーリズムの推進

(4) 安全・安心な暮らしの実現

- ・通学路の安全対策の促進
- ・基幹道路の整備促進
- ・公共施設の耐震化

## 6 行政評価の取組について

地方分権が一層進む中であって、今後、日野町が持続発展可能な行財政運営基盤を確立していくためには、優先すべき課題の選択と集中を図り、限られた財源を重点的・効率的に配分する必要があります。より少ない経費で住民の皆様に対してより多くの「成果」を上げるため、施策をゼロベースで見直し、「成果・コスト重視」の行財政運営を進めることを目的として、平成21年度予算編成から試行的に行政評価システムの導入を実施しています。

第5次日野町総合計画の策定に当たり、基本構想および基本計画の中で、今後日野町が進むべき施策の方向性や目標を設定することとなりますが、その進捗管理の方法として、行政評価の手法を活用して実施計画を策定する予定です。したがって、平成22年度における取組は、平成23年度から始まる第5次日野町総合計画に基づく町政運営の基盤となります。

行政評価（施策評価および事務事業評価）については、定期的かつ継続的に行政活動を点検・評価し、その結果を改善改革に結びつけるための取組であり、事業の実施後に経済性・効率性・達成度・有効性、問題点や課題を明らかにするとともに、施策に対する事務事業の優先順位を見極め、その結果を政策・施策の決定、事務事業の見直しおよび予算編成に反映しようとするものです。

この「PLAN（計画）-DO（実施）-CHECK（評価）-ACTION（改善・改革）」というサイクルを継続的に実施することにより、施策の推進を担う各所属が政策形成能力を発揮し、限られた行政経営資源の全体最適と「選択と集中」による予算編成を実現し、もって住民が主役の「自律のまちづくり」を全庁一体となって推進します。

## 7 予算編成の基本方針について

このような認識のもとに、平成22年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとします。十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いします。

- (1) 予算編成に当たっては、事前に政策課題について十分協議を行い、事業実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。
- (2) 予算の積算に当たっては、前年度をベースに行うことなく、単価や数量などを細部にわたり調査し、ゼロベースから見直しを行ったうえで見積ること。
- (3) 町政が直面する諸課題に的確に対応するため、行政評価の手法を活用した事務事業の点検・評価を実施し、個々の事務事業について必要性・公共性を検証したうえで、施策に対する事務事業の優先順位の設定および創意と工夫による限られた財源の重点配分・効率化に努めること。
- (4) 歳入歳出全般を通じ、「集中改革プラン」を着実に実行するとともに、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業を含め、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直し、大胆な発想をもって制度を根本から再構築すること。
- (5) 新規事業については、第4次日野町総合計画の実施計画に掲載されている事業、先に掲げた「重点化事業」以外は、原則として要求を認めない。また、投資的単独事業については、引き続き縮減すること。なお、第5次日野町総合計画策定における、優先課題としての位置づけに基づく重点施策の設定との整合性に十分留意すること。

- (6) 政権交代に伴い、国の法律や制度の大幅な改正が想定されることから、その動向を十分注視し、情報収集に努め、町の財政運営に与える影響を的確に把握すること。また、国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小されるものについては、原則事業そのものを廃止、縮小すること。
- (7) 町税や地方交付税などの歳入が十分に見込めない中、平成22年度の財政見通しは極めて厳しい状況にあることから、歳入に見合った歳出の原則を徹底し、歳出を厳しく抑制すること。
- (8) 歳入にあっては、受益者負担の原則に基づき、適正な必要額を把握し、負担のあり方を見直すこと。また、町税収入等の自主財源の確保と特定財源の把握に努めること。
- (9) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。
- (10) 年度途中の補正予算は、次の場合以外は原則として行わないこととするため、的確な年間予算を見積ること。
- ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの
  - イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの
  - ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算に係るもの
  - エ 事業の進捗に伴う精算に係るもの
  - オ 給与関係経費に係るもの